SHARP

証券コード 6753

第126期定時株主総会招集ご通知



日時

2020年6月29日(月曜日)午前10時(受付開始午前9時)



場所

堺市堺区匠町1番地 当社 多目的ホール

(裏表紙の「会場ご案内図」をご参照ください。)

【ご来場自粛のお願い】

- ○新型コロナウイルスの感染防止の観点から、当日のご来場は見合わせていただき ますようお願いいたします。
- ○議決権は、次のウェブサイトからインターネットによる行使をお願いいたします。

議決権行使ウェブサイト: https://soukai.mizuho-tb.co.jp/ (右のQRコードからもご利用いただけます)。

ご利用には、議決権行使書に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」が 必要となりますので、お手元に議決権行使書をご用意ください。

- ○インターネットによる行使ができない場合は、議決権行使書のご郵送による行使を お願いいたします。
- ○その他議決権行使に関する事項につきましては、3頁から4頁をご確認ください。

【ご来場いただく株主様へのご案内】

- ○株主様において、発熱等の症状がある、または感染防止対策にご協力をいただけないと当社スタッフが認めた場合は、会場へのご来場をお断りし、ご退場いただきます。ご了承ください。
- 〇以上のほか感染防止対策その他株主総会の運営については、本招集ご通知2頁及び当社ウェブサイト (https://corporate.jp.sharp/ir/event/shareholder_meeting/) に掲載しておりますので、ご確認ください。

【株主様ご優待セールのご案内】

- ○日頃のご愛顧に感謝し「株主様ご優待セール」を実施いたします。 詳しくは、同封の「株主様ご優待セールのご案内」及び「株主様ご優待セール専用 サイト」をご確認ください。
 - なお、右記のQRコードから株主様ご優待セール専用サイトにアクセスできます。
- ○株主様ご優待セールのご利用には「株主番号」と「ご住所の郵便番号(7桁)」が 必要です。「株主番号」は、同封の議決権行使書または期末配当金計算書に記載されていますので、大切に保管ください。

議決権行使 ウェブサイト







株 主 各 位

堺市堺区匠町1番地シャープ株式会社 取締役会長兼社長 戴正呉

第126期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。当社第126期定時株主総会を開催いたしますので、ご通知申しあげます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、当日のご来場は見合わせていただきますようお願い申しあげます。インターネット又は書面により議決権を行使いただけますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2020年6月26日(金曜日)午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

1. 日時・場所

2020年6月29日(月曜日)午前10時 当社多目的ホール(堺市堺区匠町1番地)(受付開始午前9時)

2. 目的事項

報告事項 第126期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

第3号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

第4号議案 定款一部変更の件

3. 議決権の行使に関する事項

- (1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- (2) インターネットによる方法で複数回数議決権を行使された場合 (パソコンやスマートフォンなど異なる機器から重複して行使した場合を含む。)、最後に行使されたものを有効な議決権行使といたします。
- (3) 上記のほか、議決権行使に関する事項は3頁から4頁をご確認ください。

4. ウェブサイトによる開示、修正について

- (1) 次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (https://corporate.jp.sharp/ir/event/shareholder_meeting/) に掲載しておりますので、本招集ご通知の株主総会参考書類及び添付書類には記載しておりません。
 - ① 参考書類「第4号議案 定款一部変更の件」の「2. 新旧対照表」の一部
 - ② 事業報告「3.会社の新株予約権等に関する事項」
 - ③ 事業報告 [5.会計監査人に関する事項]
 - ④ 事業報告「6.業務の適正を確保するための体制(内部統制に関する基本方針)|
 - ⑤ 事業報告「7.剰余金の配当等の決定に関する方針」
 - ⑥ 連結計算書類「連結株主資本等変動計算書」
 - ⑦ 連結計算書類「連結注記表」
 - ⑧ 計算書類「株主資本等変動計算書」
 - ⑨ 計算書類「個別注記表」

なお、監査等委員会が監査した事業報告並びに会計監査人及び監査等委員会が監査した連結計算書類 及び計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、上記②から⑨につき当社ウェブサイトに掲載している事項となります。

(2) 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載してお知らせいたします。

以上

【ご来場いただく株主様へのご案内】

- ○ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
- ○バス乗り場等において、体温が高い方(37.5度以上)や体調不良と見受けられる方には、当社スタッフがお声掛けのうえ、ご来場をお断りさせていただきますので、あらかじめご了承ください。
- ○体調不良を感じた株主様は当社スタッフにお申し出ください。また、体調がすぐれないようにお見受けされる方には、当社スタッフがお声掛けし、発熱等の症状がある場合はご退場いただきますので、あらかじめご了承ください。
- ○検温やアルコール消毒、マスクの着用などの感染防止のための措置にご協力をお願いいたします。
- ○交通事情(株主様専用バスに関するものを含む。)に伴う会場への到着遅延により、株主総会の開会に 間に合わない場合であっても、当社は責任を負いかねます。ご理解ください。
- ○ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。議決権を保有する株主様である ことが確認できない場合は、ご入場をお断りさせていただくこととなります。
- ○株主様が多数の場合など、主会場以外の別室にご案内させていただくことがあります。ご理解ください。
- ○株主総会でのご質問は、目的事項に関連するご質問のみに限らせていただきます。

【経営説明会のご案内】(当社多目的ホールで開催予定)

- ○株主総会と同日、同場所にて株主様向けの経営説明会を開催いたします。本年は株主総会終了後直ちに 開催する予定であり、午前中の開催となる見込みですのでご留意ください。
- ○経営説明会のご参加者は、2020年3月31日時点で議決権を保有する株主様に限らせていただきます。
- ○株主総会及び経営説明会の運営方法等に変更があった場合、上記の当社ウェブサイトに掲載してお知らせいたします。

議決権行使方法のご案内

株主総会における議決権行使は、株主の皆様の重要な権利です。株主総会参考書類をご検討いただき、議決権を 行使くださいますようお願い申しあげます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席 される場合

同封の議決権行使書用紙をご持参いただ き、会場受付にご提出ください。

※本総会においては、新型コロナウィルス の感染防止の観点から、インターネット による行使をお願いいたします。イン ターネットによる行使ができない場合は、 書面による行使をお願いいたします。

株主総会開催日時

2020年6月29日(月曜日) 午前10時



書面により議決権 を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する 替否をご表示の上、切手を貼らずにご返送 ください。

※議決権行使書のご記入方法については、 下記をご参照ください。

行使期限

2020年6月26日 (金曜日) 午後5時到着分まで



インターネットに より議決権を行使 される場合

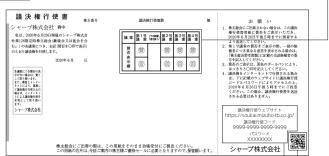
当社指定の議決権行使ウェブサイト(https:// soukai.mizuho-tb.co.jp/) にアクセスいた だき、議案に対する賛否をご入力ください。 ※詳細については次頁をご参照ください。 なお、当社は、株式会社ICJが運営する 機関投資家向け議決権電子行使プラット フォームに参加しております。

行使期限

2020年6月26日 (金曜日) 午後5時まで



議決権行使書のご記入方法のご案内



替成の場合 ---否認する場合 -

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1号議案 全員賛成の場合 --

「替」の欄に〇印 **「否」**の欄に〇印 一部の候補者を否認する場合 — 「**替** 」の欄に〇印をし、 否認する候補者の番号を

ご記入ください。

第2号議案~第4号議案

全員否認する場合 ―――

「替」の欄に〇印 **「否」**の欄に〇印

議決権行使ウェブサイトにアクセスできるQRコードです。

インターネットによる議決権行使に必要となる、一 議決権行使コードとパスワードが記載されています。

インターネットによる議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

1) 書面による議決権行使に代えて、パソコン又はスマートフォンにより当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)にて議決権を行使可能です。ご希望の株主様は、同封の議決権行使書用紙右下に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従ってご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードをご変更いただく必要があります。

当社指定のURL: https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

※バーコード読取機能付のスマートフォンを利用して、次の「QRコード」を読み取り、議決権行使ウェブサイトにアクセスすることが可能です。なお、操作方法の詳細はお手持ちのスマートフォンの取扱説明書をご確認ください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2) 議決権行使コード及びパスワード(株主様が変更されたものを含みます。)は、本定時株主総会に関してのみ有効です。
- 3) インターネットに関する費用(プロバイダ接続料金・通信料金等)は、株主様のご負担となります。

(ご注意)

- ・パスワードは、株主様ご本人を認証する重要なものです。他人に絶対知られないようご注意ください。なお、当社から株主様のパスワードをお問い合わせすることはございません。
- ・パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、 画面の案内に従ってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは、一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、 ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

インターネットによる議決権行使についてご不明な点は、株主名簿管理人 **みずほ信託銀行 証券代行部** までお問い合わせください。

【議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先】 フリーダイヤル 0120-768-524 (土日休日を除く 午前9時~午後9時)

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 4名選任の件

現任の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)全員(6名)は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。取締役会に占める独立社外取締役の比率を高めることにより取締役会の監督機能を強化することとして2名減員し、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきまして、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の指摘すべき事項はございませんでした。取締役候補者は、次のとおりであります。

			1-2 1
候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 株式の数
1	だい 戴 正 呉 (1951年9月3日生)	1986年7月 鴻海精密工業股份有限公司入社 2001年7月 同董事代表人(2017年4月退任) 2016年8月 当社代表取締役社長 2017年6月 同代表取締役社長執行役員 2018年6月 同代表取締役会長兼社長執行役員 2019年6月 鴻海精密工業股份有限公司董事(現在に至る) 2019年7月 当社代表取締役会長兼社長執行役員 兼8Kエコシステムグループ長(現在に至る)	普通株式 0株
2	の vi かつ がき 明 付	1981年 4月 当社入社 2009年10月 同 A V システム管理本部長 2010年 4月 同 執行役員 経理本部長 2010年 6月 同 取締役 執行役員 経理本部長 2011年10月 同 取締役 常務執行役員 経営戦略統轄兼経理本部長 2012年 4月 同 取締役 執行役員 大型液晶事業本部副本部長 2012年 6月 シャープディスプレイプロダクト株式会社 (現:堺ディスプレイプロダクト株式会社) 代表取締役会長 (2016年 4 月より取締役会長、同年 6 月退任) 2016年 4 月 当社副社長執行役員 兼 経理・財務本部長 同 代表取締役 副社長執行役員 兼 経営企画本部長 兼経理・財務本部長 同 代表取締役 副社長執行役員 兼 管理統轄本部長 2017年 6 月 同 代表取締役 副社長執行役員 兼 管理統轄本部長 2019年 7 月 同 代表取締役 副社長執行役員 兼 スマートライフグループ長 兼 管理統轄本部長 (現在に至る)	普通株式 1,679株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 株式の数
3	が、 ままり 正 (1964年2月14日生)	1986年 7月 造隆股份有限公司入社 1989年 5 月 鴻海精密工業股份有限公司入社 1996年 8 月 ピーケーエム株式会社 代表取締役社長 (2005年 5 月退任) 1996年12月 フォックスコン・ジャパン株式会社 代表取締役社長 (2005年 6 月退任) 2009年10月 FOXCONN BAJA CALIFORNIA, S.A.de C.V.、 Director (現在に至る) 2010年 6 月 FOXCONN SLOVAKIA,spol s.r.o.、Supervisor (現在に至る) 2011年 7 月 鴻海精密工業股份有限公司 Eサブグループ総経理 (現在に至る) 2012年10月 SIO INTERNATIONAL HOLDINGS LTD.、 Director (2016年 6 月退任) 2013年 6 月 ファインテック株式会社 取締役 (現在に至る) 2017年 1 月 堺ディスプレイプロダクト株式会社 代表取締役 (2019年 6 月退任) 2017年10月 FOXCONN PRECISION IMAGING PTE.LTD.、 Director (現在に至る) 2019年 6 月 当社取締役 (現在に至る)	普通株式 〇株
4	旗 偉 銘 (1964年4月22日生)	1994年 8 月 Motorola,Inc. 半導体事業部 APRDL、NVM project leader (1998年 4 月退任) 1998年 4 月 Taiwan Semiconductor Manufacturing Company Limited, Advanced logic process development、Deputy Director (2008年 1 月退任) 2008年 1 月 精材科技股份有限公司副総経理 (2009年 4 月退任) 宏寶科技股份有限公司 総経理 (2011年 3 月退任) 新日光能源科技股份有限公司 電池事業総経理 (2017年 1 月退任) 2017年10月 Special Assistant to CEO of Hon Hai Group (2019年 1 月退任) 2017年10月 鴻海精密工業股份有限公司 Sサブグループ副総経理 (現在に至る) 2018年 4 月 京鼎科技股份有限公司董事 (2019年 2 月退任) 虹晶科技股份有限公司董事 (現在に至る) 2019年 6 月 当社取締役 (現在に至る) 2019年 7 月 富泰康電子研發 (煙臺)有限公司董事 (現在に至る) Big Innovation Holdings Limited董事 (現在に至る)	普通株式 0株

各取締役の「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」の欄には、当社の親会社等である鴻海精密工業股份有限公司及びその子会社等における現在又は過去5年間の業務執行者であるときの地位及び担当を含めて記載しております。

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役 津末陽一氏は、本総会の終結の時をもって辞任されますので、その補欠として、監査等委員である取締役 1 名の選任をお願いしたいと存じます。なお、補欠として選任する監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

新任の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況					
なか が	1968年 4 月 ソニー株式会社入社 1997年 6 月 同 執行役員常務 2005年 6 月 同 執行役 E V P 兼パーソナルオーディオビジュアルネットワーク カンパニー N C プレジデント 2006年10月 同 執行役副社長 兼 セミコンダクタ&コンポーネントグループ担当 2009年 4 月 同 執行役副社長 兼 生産、物流、調達、C S プラットフォーム担当 2011年 6 月 同業務執行役員 副会長 兼 生産、物流、調達、C S プラットフォーム担当 (2012年 6 月退任)	普通株式 0株				

1. 中川 裕氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

(社外取締役候補者に関する記載事項)

中川 裕氏は、長年にわたり、AV機器及び半導体等の事業に携わるとともに、執行役員として企業経営にも携わってきており、豊富な経験と幅広い知識を有していること等当社の社外取締役として期待される役割を十分に発揮いただけることから、社外取締役(監査等委員)に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

- 2. 中川 裕氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
- 3. 当社は、中川 裕氏との間で、法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結する予定です。

第3号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社、国内の当社子会社及び国内の当社関連会社(以下、「当社グループ」といいます。)の取締役、監査役、執行役員及び従業員(以下、「役職員」といいます。)に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することとし、その募集事項の決定を取締役会に委任することといたしたいと存じます。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の再生・成長に必要な人材を維持・獲得し、かつ、当社グループへの経営参加意識と業績向上への貢献意欲を高め、当社の企業価値向上へ貢献するインセンティブとなるべきストックオプション制度を導入しておりましたが、これを継続することとし、当社グループの役職員に対する報酬の一つとしてストックオプションとしての新株予約権を発行するものです。

- 2. 新株予約権発行の要領
- (1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社、国内の当社子会社及び国内の当社関連会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式は当社普通株式とし、2.000.000株を上限とする。

なお、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

20,000個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。ただし、上記2.(2)に定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権1個当たりの目的たる株式数についても同様の調整を行う。また、新株予約権の割当日は取締役会において定めるものとし、取締役会は当該上限の範囲において複数回に分けて新株予約権を割り当てることができる。

(4) 新株予約権と引き換えに払い込む金銭 新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行する株式1株当たりの金額(以下、「行使価額」といいます。)に、新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の前日の東京証券取引所の終値と割当日の終値(いずれも、当日に取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)のうち、いずれか高い方の価格とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 1 株式分割・株式併合の比率 また、時価を下回る価額で募集株式を発行(株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債も含む。)の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。)するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

さらに、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権の行使期間

割当日の2年後の応当日から7年後の応当日までとする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、当社取締役会が書面により特例として認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権が50個を超える場合は、以下の区分に従って、新株予約権の全部 又は一部を行使することができる。
 - i) 割当日からその2年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができない。
 - ii) 割当日の2年後の応当日から割当日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の50%又は 新株予約権50個のいずれか多い方の個数について権利行使することができる(権利行使可能となる新株予約権 の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)。
 - iii) 割当日の3年後の応当日から割当日の4年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の80%又は 新株予約権50個のいずれか多い方の個数について権利行使することができる(権利行使可能となる新株予約権 の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)。
 - iv) 割当日の4年後の応当日から割当日の7年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて 権利行使することができる。
- ③ 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、当社取締役会が書面により特例として認めた場合はこの限りではない。
- ④ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認められないものとする。
- ⑤ その他詳細・条件は、当社取締役会において決定するものとする。
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件

次のいずれかに該当する場合、当社は当社取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会(株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会)で承認された場合
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に上記2.(7)に規定する条件に該当しなくなった場合
- ③ 新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合
- (10)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(11) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」といいます。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」といいます。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」といいます。)の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.(2)及び(3)に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 2. (5)に準じて決定する。
- ⑤ 新株予約権の権利行使期間 上記 2.(6)に定める新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 2.(6)に定める新株予約権の行使期間の末日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額 上記 2.(8)に準じて決定する。
- ② 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会(再編対象会社が取締役会設置会社でない 場合には取締役の過半数)の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の行使条件及び取得事由等 上記2.(7)及び(9)に準じて決定する。
- (12) 新株予約権の行使により生ずる 1 株に満たない端数の取扱い 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨て るものとする。
- (13) 新株予約権のその他の内容 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

第4号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由及び内容

現状に即して柔軟に対応ができるよう、次のとおり定款を変更することといたしたいと存じます。 変更後の具体的規定については「2. 新旧対照表」の「変更案」の欄に記載のとおりです。

(1) A種種類株式に関する規定の削除

A種種類株式については、発行済株式の全部を取得、消却したことから、その内容を規定した第6条の2を全文削除するとともに、A種種類株式に関して規定された箇所(第6条及び第8条)につき必要な変更を行うものです。

(2) 新株予約権に係る総数引受契約承認機関の変更

新株予約権の割当てを機動的かつ柔軟に行うため、当社と新株予約権を引き受ける者との間で締結する総数引受契約について会社法第244条第3項の承認を行う機関として、取締役会の決議又は取締役社長と規定されているものを、取締役会の決議又は取締役会が指名した者に変更するものです(第6条の4)。

(3) 株主総会の招集に関する規定の削除

株主総会の開催日を柔軟に設定できるよう、定時株主総会の招集を毎年6月に限定する規定を削除するとともに、臨時株主総会に関する規定も削除するものです(第12条の削除)。

(4) 株主総会の議長の変更

株主総会の議長の人選を柔軟に行い得るよう、規定を変更するものです(第14条第1項の変更及び同条第 2項の削除)。

(5) 役付取締役選定の変更

事業環境に対応した経営体制を柔軟に構築できるよう、会長や社長を含む役員について取締役に限定する 規定を変更するものです(第20条第2項)。

(6) その他

字句の定義文の追加及び和暦から西暦への変更(第6条の3)並びに上記変更に伴う条数の変更を行うものです。

2. 新旧対照表

上記変更後の具体的規定については、以下「変更案」の欄のとおりです。 なお、現行定款との対照は、以下ほかインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。 (https://corporate.jp.sharp/ir/event/shareholder_meeting/pdf/20all_kaiji.pdf)
 現 行 定 款
 変
 更
 案

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、10億株とし、当会社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。

普通株式 10億株A種種類株式 20万株

C 種類株式 113万6.363株

(A種種類株式)

第6条の2

(省 略)

(C種種類株式)

第6条の3 (省略)

②剰余金の配当

当会社は、ある事業年度に属する日を基準日として 剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基 準日(以下、本条において「配当基準日」という。)の 最終の株主名簿に記載又は記録されたC種種類株式 を有する株主(以下、「C種種類株主」という。)又は C種種類株式の登録株式質権者(C種種類株主と併せて以下、「C種種類株主等」という。)に対し、当該 配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された 普通株主等と同順位で、C種種類株式1株につき、 普通株式1株当たりの配当金に第5項第2号に定める 取得比率を乗じた額の金銭による剰余金の配当 (かかる配当によりC種種類株式1株当たりに支払 われる金銭を、以下、「C種種類配当金」という。)を 行う。(以下省略)

③~④ (省 略)

⑤普通株式を対価とする取得条項

- 1. 当会社は、<u>平成29</u>年7月1日以降、当会社の取締役会が別に定める日が到来することをもって、法令の許容する範囲内において、C種種類株式1株当たりにつき、第2号に定める取得比率を乗じた数の普通株式を交付するのと引換えに、C種種類株式の全部又は一部を取得することができる。(以下省略)
- 2. (省 略)
- 6~8 (省略)

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、10億株とし、当会社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。

普通株式 10億株

C種種類株式 113万6,363株

(削 除)

(C種種類株式)

第6条の2 (現行どおり)

②剰余金の配当

当会社は、ある事業年度に属する日を基準日として 剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基 準日(以下、本条において「配当基準日」という。)の 最終の株主名簿に記載又は記録されたC種種類株式 を有する株主(以下、「C種種類株主」という。)又は C種種類株式の登録株式質権者(C種種類株主と併せて以下、「C種種類株主等」という。)に対し、当該 配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された <u>普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権</u> 者(以下、「普通株主等」と総称する。)と同順位で、 C種種類株式1株につき、普通株式1株当たりの配 当金に第5項第2号に定める取得比率を乗じた額の 金銭による剰余金の配当(かかる配当によりC種種 類株式1株当たりに支払われる金銭を、以下、「C種 種類配当金」という。)を行う。(以下現行どおり)

- ③~④ (現行どおり)
- ⑤普通株式を対価とする取得条項
 - 1. 当会社は、2017年7月1日以降、当会社の取締役会が別に定める日が到来することをもって、法令の許容する範囲内において、C種種類株式1株当たりにつき、第2号に定める取得比率を乗じた数の普通株式を交付するのと引換えに、C種種類株式の全部又は一部を取得することができる。(以下現行どおり)
 - 2. (現行どおり)
- ⑥~⑧ (現行どおり)

現 行 定 款

(新株予約権に係る総数引受契約の承認)

第6条の<u>4</u> 新株予約権に係る総数引受契約に関する会社法第244条第3項の承認は、取締役会の決議又は取締役社長の決定により行うものとする。

(单元株式数)

第8条 当会社の普通株式の単元株式数は、100株とし、<u>A種種類株式及び</u>C種種類株式の単元株式数は、1株とする。

(株主総会)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集する。

②前項のほか、必要ある場合は、臨時株主総会を招集する。

第13条 (省 略)

(株主総会の議長)

第14条 株主総会の議長は、<u>取締役社長又は取締役社長</u> が<u>予め</u>指名した者がこれに当る。

②取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじ め定めた順位により、他の取締役がこれに代る。

第15条~第17条 (省 略)

(種類株主総会)

第<u>17</u>条の2 第<u>13</u>条の規定は、定時株主総会と同日に 開催される種類株主総会について準用する。

- ②第14条、第15条及び第17条の規定は、種類株主総会について準用する。
- ③第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議について、第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。

第18条~第19条 (省 略)

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 (省 略)

②取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から<u>取締役会長、取締役社長各1名及びその他の役付</u>取締役を選定することができる。

第21条~第37条 (省 略)

変 更 案 (新株予約権に係る総数引受契約の承認)

第6条の<u>3</u> 新株予約権に係る総数引受契約に関する会社法第244条第3項の承認は、取締役会の決議又は取締役会が指名した者の決定により行うものとする。

(単元株式数)

第8条 当会社の普通株式の単元株式数は、100株と し、C種種類株式の単元株式数は、1株とする。

(削 除)

第12条 (現行どおり)

(株主総会の議長)

第13条 株主総会の議長は、取締役会が指名した者がこれに当る。

(削 除)

第14条~第16条 (現行どおり)

(種類株主総会)

第<u>16</u>条の2 第<u>12</u>条の規定は、定時株主総会と同日に 開催される種類株主総会について準用する。

- ②第13条、第14条及び第16条の規定は、種類株主総会について準用する。
- ③第15条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議について、第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。

第17条~第18条 (現行どおり)

(代表取締役及び業務執行取締役)

第19条 (現行どおり)

②取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から<u>業務執行を行う</u>取締役を選定することができる。

第20条~第36条 (現行どおり)

以上

事業報告(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、年度末にかけて 非常に厳しい状況となりました。

こうした中、当社グループでは、事業ビジョン「8K+5GとAIoTで世界を変える」のもと、「グローバル事業拡大」「新規事業の創出」「M&A/協業」「競争力強化」に取り組むなど、全社一丸となってトランスフォーメーションを推進するとともに、引き続き収益力の強化と財務体質の改善を図りました。

当連結会計年度の業績は、ICTの売上が増加したものの、スマートライフと8Kエコシステムの売上が減少し、売上高が2兆2,712億円(前年度比5.4%減)となりました。営業利益は、スマートライフが増加したものの、8KエコシステムとICTが減少し、527億円(前年度比37.3%減)となりました。経常利益は555億円(前年度比19.5%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は、投資有価証券評価損を計上したことなどから、209億円(前年度比71.8%減)となりました。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高が約1,780億円、営業利益が約360億円減少しました。

期末配当につきましては、厳しい事業環境ではあったものの、当期純利益を計上することができましたので、財務状況や今後の事業展開などを総合的に勘案し、普通株式は1株当たり18円、C種種類株式は1株当たり1,800円の配当を実施することといたしました。

なお、当連結会計年度においては、希薄化リスクや優先配当などを有するA種種類株式10万8千株を全数取得・消却し、資本の質を向上させました。

(セグメント別売上高)

	セグメ	ント	金	額	構成比	前年度比	経	過
ス		ラ イ フ		562億円 60億円)	37.7%	95.3%	デバイスなどの販	売が減少
8	КIコシ	ス テ ム	11,572億円 (△1,100億円)				液晶テレビなどの)販売が減少
I	С	Т		.575億円 20億円)	15.7%	127.3%	Dynabook(株)の追	連結子会社化の効果
合		計		,712億円 80億円)	100.0%	94.6%		

- (注) セグメント間の内部売上高又は振替高を含んでおり、億円未満を切り捨てて表示。
 - () 内の金額は新型コロナウィルスの影響額です。

合計は、各セグメントの合計から調整値△998億円(△4.4%)を控除した金額です。

(2) 設備投資の状況

総額602億円の設備投資を行いました。なお、セグメントごとの設備投資金額は、次のとおりであります。

		セ	グン	ι ν	\			金	額	
ス	マ	_	1	`	ラ	1	フ		2 3 9	9億円
8	Κ	エ		シ	ス	テ	A		2 3 2	2 億円
			(_			Т		1	1 億円
全	社		(共	-	通)		1 1 8	8 億円
合							計		602	2 億円

(3) 資金調達の状況

事業資金の安定性を確保するため、株式会社みずほ銀行及び株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャーとするシンジケートローン (総額5,100億円) を継続しております。また、株式会社みずほ銀行及び株式会社三菱UFJ銀行との間のシンジケート・コミットメントライン契約に基づき、事業資金として1,000億円のタームアウト借入を行うとともに、コミットメントライン契約 (融資枠2,000億円) を継続しております。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により各国で経済活動が抑制されておりますが、経済活動抑制が緩和される動きも見られます。今後、感染拡大防止と経済活動の両立にあたって「新しい生活様式」の実践が求められます。

当社は、独自の技術も活用し、「新しい生活様式」の実践例にあるような、日常生活の各場面別の生活様式や働き方の新しいスタイルをサポートする製品・サービスの強化や創出にも取り組んでいきます。具体的には、通販を利用した買い物や食事の出前・デリバリーに対応したオンラインストア「COCORO STORE」や、水なし自動調理鍋「ヘルシオ ホットクック」、料理キット宅配サービス「ヘルシオデリ」、在宅勤務やオンライン会議に対応したパソコン・タブレットやビジネス向け大型ディスプレイ、モバイルルーター、クラウド型Web会議サービス「TeleOffice」、ビジネスコミュニーションサービス「LINC Biz」などです。また、こうした取り組みに固執することなく、環境の変化に対応した柔軟な事業経営、トランスフォーメーションを継続し、業績の回復、財務体質の改善、株主価値の向上を図り、社会に貢献してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	年 度	2016年度 (第123期) (2016年4月1日 ~2017年3月31日)	2017年度 (第124期) (2017年4月1日 ~2018年3月31日)	2018年度 (第125期) (2018年4月1日 ~2019年3月31日)	2019年度 (第126期) (2019年4月1日 ~2020年3月31日)
売 上	高(百万円)	2,050,639	2,427,271	2,400,072	2,271,248
経 常 利	益(百万円)	25,070	89,320	69,011	55,541
親会社株主に帰属で 当期純利益又 親会社株主に帰属で 当期純損失(2	は (百万円)	△24,877	70,225	74,226	20,958
1 株当たり当期又は当期純損労	純利益 (円)	△68.56	106.07	116.80	34.31
総資	産(百万円)	1,773,682	1,908,461	1,866,349	1,832,349
純資	産(百万円)	307,801	401,713	372,471	295,138
1 株 当 た り 純 i	資産額(円)	154.12	267.48	392.56	450.70

- 当社は2017年10月1日付で、普通株式及びC種種類株式についていずれも10株につき1株の割合で株式併合を
 - 当社は2017年10月1日刊で、普通株式及びと権権規株式に Jいていりれる10株にJさ 1株の割日で株式併日を実施しております。2016年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1 株当たり当期純利益又は当期純損失(△)及び1株当たり純資産額を算定しております。 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を2018年度の期首から適用しており、2017年度に係る数値等は、当該会計基準等を遡って適用した後の数値等となっておりま

②当社の財産及び損益の状況の推移

 区	年 度		2016年度 (第123期) (2016年4月1日 ~2017年3月31日)	2017年度 (第124期) (2017年4月1日 ~2018年3月31日)	2018年度 (第125期) (2018年4月1日 ~2019年3月31日)	2019年度 (第126期) (2019年4月1日 ~2020年3月31日)
売	上	高(百万円)	1,577,301	1,715,968	1,592,005	1,348,738
経	常 利	益(百万円)	34,922	78,019	61,201	39,716
	期純利益う期純損失(又 は △) (百万円)	△18,279	71,189	66,018	31,350
	集当たり当 は 当 期 純 損	明純利益 失(△)(円)	△53.59	107.64	103.36	51.32
総	資	産(百万円)	1,473,283	1,560,446	1,450,749	1,506,260
純	資	産 (百万円)	298,918	369,424	319,979	221,112
1 7	株当たり純	資産額(円)	161.92	252.72	342.01	361.51

⁽注) 当社は2017年10月1日付で、普通株式及びC種種類株式についていずれも10株につき1株の割合で株式併合を実施 しております。2016年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) 及び1株当たり純資産額を算定しております。

(**6**) **主要な事業内容** (2020年3月31日現在)

当社グループは、電気通信機器・電気機器及び電子応用機器全般並びに電子部品の製造・販売を主な事業としており、セグメント別の主要製品は、次のとおりであります。

	セ	グ	` >	()	/	 		主要製品
ス	マ	_	-	、 ラ	7	イ	フ	冷蔵庫、過熱水蒸気オーブン、電子レンジ、小型調理機器、 エアコン、洗濯機、掃除機、空気清浄機、扇風機、除湿機、加湿機、 電気暖房機器、プラズマクラスターイオン発生機、理美容機器、 電子辞書、電卓、電話機、ネットワーク制御ユニット、 太陽電池、蓄電池、 カメラモジュール、センサモジュール、 近接センサ、埃センサ、ウエハファウンドリ、 CMOS・CCDセンサ、半導体レーザー等
8	K	I		シ	ス	テ	Д	液晶カラーテレビ、ブルーレイディスクレコーダー、オーディオ、ディスプレイモジュール、車載カメラ、デジタル複合機、インフォメーションディスプレイ、業務プロジェクター、POSシステム機器、FA機器、各種オプション・消耗品、各種ソフトウエア等
				-			Т	携帯電話機、パソコン等

(**7**) **従業員の状況** (2020年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

	セ	グ	×	(ン	 		従業員の数 前年度末比増		F度末比増減
ス	マ	_		`	ラ	1	フ	17,222 ^名	減	3,129 ^名
8	Κ	エ		シ	ス	テ	Д	30,640	増	1,302
-				-			Т	4,166	増	450
全	社		(共		通)	848	増	97
合							計	52,876	減	1,280

②当社の従業員の状況

従業員の数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
10,862 ^名	減 1,656 ^名	44.9 ^歳	22.8 ^年	7,373 千円

(8) **主要な事業拠点** (2020年3月31日現在)

①当社

本 社	本社(堺市堺区)	
	生活環境ソリューション研究所	天理事業所(奈良県天理市)
研究開発拠点	材料・エネルギー技術研究所	柏事業所(千葉県柏市)
	通信・映像技術研究所	幕張事業所 (千葉市美浜区)
	スマートライフ	八尾事業所(大阪府八尾市)、天理事業所、福山事業所(広島県福山市)
主要事業所	8 K エコシステム	奈良事業所(奈良県大和郡山市)、堺事業所(堺市堺区)、 幕張事業所、亀山事業所(三重県亀山市)、三重事業所(三重県多気町)、 天理事業所
	I C T	広島事業所(広島県東広島市)、堺事業所、八尾事業所

②重要な子会社

少里女は「五江				
会 社 名	所在地	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
シャープマーケティングジャパン㈱	大阪府 八尾市	1,638 ^{百万円}		家電・情報製品の販売及び アフターサービス
シャープエネルギーソリューション㈱	大阪府 八尾市	422 ^{百 万 円}	100.0	太陽光発電システムの販売及び 空調・電気設備工事
D y n a b o o k ㈱	東京都江東区	百万円 17,160	80.1	パソコン及びシステムソリューション商 品の開発、製造、販売、サポートサービス 及びアフターサービス
Sharp Electronics Corporation	アメリカ	448,271 ^{千米卜* ル}	100.0	家電・情報製品及びデバイスの 製造販売
Sharp Electronics (Europe) GmbH	ドイツ	51,385 ^{= 1 - 0}	100.0	情報製品・デバイス及び 太陽光発電システムの販売
Sharp Electronics (Europe) Limited	イギリス	80,469 = 1 - 0	100.0	情報製品の販売
Sharp Appliances (Thailand) Ltd.	タイ	948,650 F91n°-9	100.0	家電製品の製造販売
夏普弁公設備(常熟)有限公司	中国	54,400 千米 ドル	100.0	情報製品の製造販売
無錫夏普電子元器件有限公司	中国	82,500 千米ドル	*100.0	デバイスの製造販売
南京夏普電子有限公司	中国	100,580 千米ドル	*100.0	家電製品及びデバイスの製造

(注) ※印は間接所有を含む比率であります。

(9) 主要な借入先及び借入額 (2020年3月31日現在)

借入先(国内)	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	319,957 百万円
株式会社みずほ銀行	311,490
株式会社三井住友銀行	49,714
株式会社りそな銀行	46,417
みずほ信託銀行株式会社	11,417

借入先(海外)	借入金残高
MUFG Bank (Europe) N.V.	11,708 百万円

- (注) 1. シンジケートローン契約に基づく借入を含んでおります。
 - 2. 海外には、外貨建ての借入を含んでおります。
 - 3. 百万円未満を切り捨てて表示しております。

(10) **重要な親会社の状況** (2020年3月31日現在)

鴻海精密工業股份有限公司は、第三者割当による新株式の発行により、2016年8月12日付で当社の親会社となっております。同社は当社の議決権を41.7%(うち間接出資17.2%)保有しているほか、同社の緊密な者又は同意している者が19.1%を保有しております。なお、同社が当社の親会社に該当するとの判断は、日本の法令・会計基準に照らし、当社が認識する事実に基づき判断したものです。日本以外の法令あるいは会計基準において、親会社に該当すると判断したものではありません。

当社は、同社との間で仕入・販売等の取引があります。同社との取引等については、第三者との取引と同様に、市場価格や当社採算などを勘案して、当該取引等の必要性、合理性、取引条件の妥当性が認められると判断される場合に限り行うものとしております。

(11) その他

<自己株式(A種種類株式)の取得及び消却>

2019年6月21日、当社は発行済のA種種類株式108,000株の全部を取得し、同日、取得したA種種類株式108,000株を消却いたしました。

<NECディスプレイソリューションズ株式会社の株式取得、子会社化>

2020年3月25日、日本電気株式会社(以下、NEC社)との間で、NEC社グループの子会社である、NECディスプレイソリューションズ株式会社の株式66%を取得して当社の子会社とし、かつ、NEC社との合弁会社として共同運営することについて決定し、契約を締結いたしました。

2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31円現在)

(1) 株式数及び株主数

	発行可能株式総数	発行済株式の総数	株主数
普通株式	1,000,000,000 株	532,416,558 株	195,781 名
A種種類株式	200,000 株	- 株	- 名
C種種類株式	1,136,363 株	795,363 株	1 名

- (注) 1. 普通株式の発行済株式の総数には、自己株式1,109,127株を含んでおります。
 - 2. 2019年6月21日、当社は発行済のA種種類株式108,000株の全部を取得し、同日、取得したA種種類株式108,000株を消却いたしました。

(2) 大株主 (上位10名)

株主名	持	株数	持株比率
HON HAI PRECISION INDUSTRY CO.,LTD.	普通株式	130,000 千株	24.43 %
FOXCONN (FAR EAST) LIMITED	普通株式	91,555	17.21
FOXCONN TECHNOLOGY PTE.LTD.	普通株式	64,640	12.15
SIO INTERNATIONAL HOLDINGS LIMITED	普通株式	36,600	6.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	普通株式	10,225	1.92
日本生命保険相互会社	普通株式	4,731	0.89
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	普通株式	4,712	0.89
明治安田生命保険相互会社	普通株式	4,578	0.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	普通株式	4,562	0.86
│ 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	普通株式	4,191	0.79

- (注) 1. 持株比率は、各種類株式(普通、C種)の発行済株式の総数の合計から自己株式を控除して算出しております。なお、C種種類株式には議決権がありません。
 - 2. C種種類株式は、ES Platform LPが795千株を保有しております。
 - 3. 株式会社みずほ銀行には、上記以外に退職給付信託に係る信託財産として設定した当社株式が600千株あります。
 - 4. 上記株主の英文名は、株式会社証券保管振替機構から通知された「総株主通知」に基づき記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

本項は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。 (https://corporate.jp.sharp/ir/event/shareholder_meeting/pdf/20all_kaiji.pdf)

4. 会社の役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等(社外役員に関する事項を含む) (2020年3月31日現在) (※印は代表取締役)

	氏 名					地位、担当及び重要な兼職の状況
戴	正	믔	※ 取締行	役会長兼	社長	会長兼社長執行役員 兼 8Kエコシステムグループ長
						鴻海精密工業股份有限公司 董事
野	村 勝	明	※ 取	締	役	副社長執行役員 兼 スマートライフグループ長 兼 管理統轄本部長
石	田佳	久	取	締	役	副社長執行役員 兼 ICTグループ長
Wo	oo Kwok	Fai	取	締	役	Special Assistant to CEO of Hon Hai Group
						Falcon Faith Holdings Limited、Chairman
						Jiaxing iFengPai Trading Co., Ltd.、Chairman
						Foxconn Industrial Internet Co., Ltd., Chairman of
++	ф			4 11	ζД	Supervisory Committee
林	忠	正	取	締	仅	FOXCONN BAJA CALIFORNIA, S.A.de C.V., Director FOXCONN SLOVAKIA, spol s.r.o., Supervisor
						鴻海精密工業股份有限公司 Eサブグループ総経理
						ファインテック株式会社 取締役
						FOXCONN PRECISION IMAGING PTE.LTD. Director
陳	偉	銘	取	締	役	鴻海精密工業股份有限公司 Sサブグループ副総経理
						虹晶科技股份有限公司、董事
						富泰康電子研發(煙臺)有限公司 董事
	+0	#	Ho	ñ	∕₁兀	Big Innovation Holdings Limited 董事
呂	旭	東	取 (監査:	締 等委員・	役 ^{学勤)}	
姫	岩康	雄	取	締	役	公認会計士 姬岩公認会計士事務所 所長
		_	1 —	査 等 委	員)	タカラバイオ株式会社 社外監査役
津	末陽	_	取	締	役	
I			(監 :	杳 等 委	(

- (注) 1. 取締役(監査等委員)の呂旭東、姫岩康雄及び津末陽一の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、姫岩康雄氏の重要な兼職先と当社の間には特別な関係はありません。
 - 2. 取締役 (監査等委員) である呂旭東氏は長年にわたり経理業務に携わってきており、また、姫岩康雄氏は公認会計士として豊富な経験と幅広い知識を有し、両氏は財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 3. 当社は、取締役(監査等委員)のうち、姫岩康雄及び津末陽一の両氏を、東京証券取引所の定めに基づき独立 役員として指定し、同証券取引所に対して届け出ております。
 - 4. 当社は、各取締役(監査等委員)との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害 賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額であります。
 - 5. 情報収集の充実を図り、内部監査等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、取締役(監査等委員)の呂旭東氏を常勤の監査等委員として選定しております。
 - 6. 取締役(監査等委員)の津末陽一氏は、2019年4月1日をもってソニー・オリンパスメディカルソリューションズ株式会社の代表取締役社長を退任しております。
 - 7. 取締役の劉楊偉及び王建二の両氏並びに取締役(監査等委員)の青木五郎氏は、2019年6月25日開催の第125期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しております。
 - 8. 取締役の石田佳久氏は、2020年5月31日付で取締役及び副社長執行役員を辞任いたしました。
 - 9. 当事業年度における社外取締役の主な活動状況について、呂旭東氏は当事業年度に開催された取締役会12回及び監査等委員会15回のすべてに出席し、必要に応じて長年経理業務に携わった専門的な見地により発言を行っております。姫岩康雄氏は当事業年度に開催された取締役会12回及び監査等委員会15回のすべてに出席し、

必要に応じて公認会計士としての専門的かつ独立的な見地により発言を行っております。津末陽一氏は、2019年6月25日の就任以降の当事業年度に開催された取締役会10回及び監査等委員会10回のすべてに出席し、必要に応じて独立的な見地により発言を行っております。

(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区分	員 数	報酬等の額
取締役 (監査等委員である取締役を除く。) (社外取締役0名)	5名	325百万円
監査等委員である取締役 (すべて社外取締役)	4名	79百万円

- (注) 1. 上記には、2019年6月25日開催の第125期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。) 1名、及び監査等委員である取締役1名(うち社外取締役1名)並びに2019年5月17日に退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。) 1名への当事業年度分の報酬等を含んでおります。
 - 2. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 3. 取締役(監査等委員である取締役を除く。) については、4名に対して交付した新株予約権の費用計上額 19百万円が含まれています。
 - 4. 監査等委員である取締役については、2名に対して交付した新株予約権の費用計上額7百万円が含まれております。
 - 5. 社外取締役が当社の親会社又は当社の親会社の子会社(当社を除く。) から受けた報酬等はありません。

(3) 取締役の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針

株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する金銭報酬の総額を500百万円以内とし、ストックオプションとして新株予約権(その総額は300百万円以内)を付与する旨、また、監査等委員である取締役に対する金銭報酬の総額を100百万円以内とし、ストックオプションとして新株予約権(その総額は60百万円以内)を付与する旨、決議いただいております。

各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額については業績や責任の大きさ等を斟酌して決定しており、金銭報酬につき取締役会の委任を受けた報酬委員会が、ストックオプションにつき取締役会又は取締役社長が決定しております。

監査等委員である各取締役の報酬等の額は、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

- 5. 会計監査人に関する事項
- 6. 業務の適正を確保するための体制(内部統制に関する基本方針)
- 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

いずれもインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。

(https://corporate.jp.sharp/ir/event/shareholder_meeting/pdf/20all_kaiji.pdf)

連 結 貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位:百万円)

資 産 の	部	負 債 の	部
流 動 資 産	1,088,626	流動負債	861,023
現 金 及 び 預 金	225,049	支払手形及び買掛金	312,873
受取手形及び売掛金	429,138	電子記録債務	36,331
たな卸資産	294,788	短期借入金 未 払 費 用	237,726
「 たる」 の 他	142,278	未 払 費 用	99,427 18,634
			15,967
貸 倒 引 当 金	△ 2,629		6,918
固 定 資 産	743,723		434
有形固定資産	410,760	買付契約評価引当金	17,133
建物及び構築物	650,391	その他	115,575
機械装置及び運搬具	1,156,260	固定負債	676,187
工具、器具及び備品	191,466	長期借入金	538,744
土 地	82,491	退職給付に係る負債	103,217
		そ の 他 負 債 合 計	34,225 1,537,211
建設仮勘定	29,369		
そ の 他	51,978	株主資本	364,590
減 価 償 却 累 計 額	△ 1,751,198		5,000
無形固定資産	45,547	資 本 剰 余 金	108,853
ソフトウェア	28,261	利 益 剰 余 金	264,729
その他	17,286	自己株式	△ 13,993
投資その他の資産	287,415	その他の包括利益累計額	△ 89,281
		その他有価証券評価差額金 操 延 ヘ ッ ジ 掲 益	10,368
	190,434	繰延へッジ損益 為替換算調整勘定	846 △ 56,849
退職給付に係る資産	7,295		△ 43,646
繰 延 税 金 資 産	18,253	新株 予約権	293
その他	73,858	非支配株主持分	19,535
貸 倒 引 当 金	△ 2,426	純 資 産 合 計	295,138
資 産 合 計	1,832,349	負債純資産合計	1,832,349

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年4月1日から) 2020年3月31日まで)

(単位:百万円)

 売 上 高	2,271,248
売 上 原 価	1,861,449
売 上 総 利 益	409,798
販売費及び一般管理費	357,025
営業利益	52,773
営業外収益	24,907
受取利息及び配当金	4,418
その他の営業外収益	20,488
営業外費用	22,140
支 払 利 息	4,714
その他の営業外費用	17,425
経 常 利 益	55,541
特別利益	3,302
固定資産売却益	2,865
投資有価証券売却益	244
新 株 予 約 権 戻 入 益	3
段 階 取 得 に 係 る 差 益	188
特別損失	20,509
固定資産除売却損	341
減 損 損 失	384
投資有価証券評価損	16,119
事業構造改革費用	332
企業結合に係る損失	3,331
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	38,334
法人税、住民税及び事業税	11,924
法人税等調整額	4,837
当期 純利 益	21,571
非支配株主に帰属する当期純利益	612
親会社株主に帰属する当期純利益	20,958

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表 (2020年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産の			11 1/
	部 693,521	負 債 の 流 動 負 債	部 705,882
流 動 資 産 現 金 及 び 預 金		流 勤 負 頃 支 払 手 形	705, 062 411
現 金 及 び 預 金 受 取 手 形	135,605 505	マリング	34,550
			171,270
売 掛 金 リ ー ス 債 権	284,150	短期借入金	221,717
	2,848	ユース 信 スーニー リ ー ス 債 務	853
製品	56,332	未 払 金	15,241
	40,378	未払費用	63,773
原材料及び貯蔵品	13,547	未払法人税等	777
前渡金	15,453	前 金	24,448
前払費用	276	預り金	87,143
未 収 入 金	96,555	賞 与 引 当 金	8,900
その他	53,874	製品保証引当金	4,690
	△ 6,005	買付契約評価引当金	17,133
固定資産	812,738	関係会社事業損失引当金	53,545
有形固定資産	322,105	そ の 他	1,424
建物	140,992	固 定 負 債	579,265
構築物	3,744	長期借入金	534,993
機 械 及 び 装 置	69,925	退職給付引当金	30,360
車 両 運 搬 具	16	リース債務	3,988
工具、器具及び備品	8,406	そ の 他	9,922
土 地	77,636	負 債 合 計	1,285,147
リ ー ス 資 産	1,633	純 資 産 の	
建 設 仮 勘 定	19,749	株主資本	210,827
無形固定資産	27,196	資 本 金	5,000 97,406
┃ 工 業 所 有 権┃	1,632		87,406 1,250
施 設 利 用 権	3	資 本 準 備 金 その他資本剰余金	86,156
ソ フ ト ウ エ ア	25,560	利益剰余金	132,414
投資その他の資産	463,436	その他利益剰余金	132,414
投資有価証券	123,810	固定資産圧縮積立金	2,501
関係会社株式	230,536	繰越利益剰余金	129,913
関係会社出資金	55,450	自己株式	△ 13,993
関係会社長期貸付金	1,774	評価・換算差額等	9,999
長期前払費用	5,175	その他有価証券評価差額金	9,088
操 延 税 金 資 産	1,299	繰延ヘッジ損益	911
その他	47,423	新株予約権	285
算 倒 引 当 金	△ 2,033	純 資 産 合 計	221,112
資 産 合 計	1,506,260	負債純資産合計	1,506,260

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2019年4月1日から) 2020年3月31日まで)

(単位:百万円)

	(学位·日月月 T
売 上 高	1,348,738
売 上 原 価	1,215,871
売 上 総 利 益	132,867
販売費及び一般管理費	110,958
営 業 利 益	21,908
営業外収益	34,566
受取利息及び配当金	11,292
その他の営業外収益	23,273
営業外費用	16,758
支 払 利 息	4,349
その他の営業外費用	12,409
経 常 利 益	39,716
特別利益	16,042
固定資産売却益	2,014
投資有価証券売却益	244
関係会社株式売却益	755
新 株 予 約 権 戻 入 益	3
関係会社事業損失引当金戻入額	2,338
抱合せ株式消滅差益	10,684
特別損失	20,291
固定資産除売却損	91
投資有価証券評価損	16,119
関係会社株式評価損	3,508
関係会社事業損失引当金繰入額	239
事業構造改革費用	332
税 引 前 当 期 純 利 益	35,467
法人税、住民税及び事業税	1,415
法人税等調整額	2,701
当期 純利 益	31,350
L	1

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年6月5日

シャープ株式会社 取締役会

PwCあらた有限責任監査法人 大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 \vdash 宣 人 Ш 業務執行社員 指定有限責任社員 吾 公認会計士 Ш 本 憲 業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 内 美 (EII) 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シャープ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書 類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正文学と認められる企業会計の基準に準拠して、シャープ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計 算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立 しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判 断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これに は、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。 監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的 な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性 があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心 を保持して以下を実施する

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。・ 連結計算書類の表示、橋成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると 合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年6月5日

シャープ株式会社取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人 大阪事務所

指定有限責任計員 公認会計士 上 眞 人 (EI) 業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 木 憲 吾 (EI) 業務執行社員 指定有限責任社員業務執行社員 公認会計士 内 美 (EI) 薗

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シャープ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第126期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び 掲益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、 不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般 に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な 保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があ り、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の 選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- · 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた 適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見 事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると 合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第126期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、 当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果 会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月5日

シャープ株式会社 監査等委員会

監査等委員(常勤) 呂 旭 東 印

監査等委員 奶岩康雄 印

監査等委員 津末陽一 印

(注)監査等委員全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

会場ご案内図

(1) 株主様専用バスをご利用

南海本線 堺駅 ⇔ 会場

○南海本線堺駅の西□から、株主様専用バスをご 用意しております。会場まで直行いたしますの で、どうぞご利用ください。

なお、お帰りの際も、会場から南海本線堺駅まで、株主様専用バスを運行いたします。

○車椅子でお越しの株主様は、専用バス乗り場から会場まで福祉車両での送迎が可能です。

(ご希望の株主様は、事前に当社財務部 証券財務グループ (株主総会事務局) までご連絡願います (072-282-1221 (代表))。)

運行時間及び所要時間

運行時間 午前8時45分~午前10時40分 (5分~10分間隔) 所要時間 約20分

2 公共交通機関をご利用

○地下鉄四つ橋線 住之江公園駅3番出口 南海バス「住之江公園駅前」乗り場より、匠町

行きに乗車し、終点「匠町」で下車 ○**南海本線 堺駅**

南海バス「堺駅西口」乗り場より、匠町行きに 乗車し、終点「匠町」で下車

○南海高野線 堺東駅

南海バス「堺東駅前」乗り場より、匠町行きに 乗車し、終点「匠町」で下車

○ J R 阪和線 堺市駅

南海バス「阪和堺市駅前」乗り場より、匠町行 きに乗車し、終点「匠町」で下車

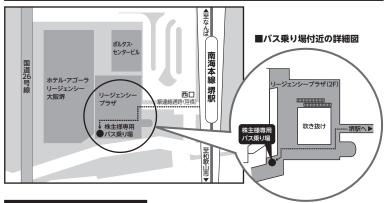
※当日、「匠町」から会場までのシャトルバスは 随時運行いたします。

お願い

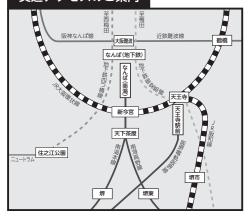
会場には駐車場をご用意しておりません。また、 周辺にはコインパーキングがございませんので、 お車でのご来場は固くお断りいたします。

■バス乗り場ご案内図

南海本線堺駅 西口より駅連絡通路 (陸橋) でホテル・アゴーラ リージェンシー大阪堺 2 F入口前に直結



交通アクセスのご案内



バス乗車時において、検温にご協力いただき、発熱が認められた方、体調不良と見受けられる方には、ご来場をお断りさせていただきます。また、例年よりバスご乗車までにお時間がかかったり、乗車人数の制限も行うことがありますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申しあげます。

